

令和7年1月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除湿乾燥機、電子レンジに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）1件、油だき温水ボイラ1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち除湿乾燥機1件、電子レンジ1件、照明器具1件） | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電動アシスト自転車1件、リチウム電池内蔵充電器1件） | 2件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202400409、A202400635を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) パナソニック エコシステムズ株式会社が輸入し、パナソニック株式会社が販売した除湿乾燥機について

(管理番号：A202400409)

①事事故象について

パナソニック エコシステムズ株式会社（法人番号：8180001075388）が輸入し、パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が販売した除湿乾燥機を使用中、当該製品から発煙する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品は、除湿ローターの回転が低下した際、除湿ローターの一部が内蔵のヒーターで過熱され、吸着した可燃性成分が発火し、内部部品が溶融して発煙したものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む特定の型式（下記③）において、除湿ローターに吸着した香料などに含まれる有機物がヒーター熱で加熱されることで火災に至る重大製品事故が発生したため、2023 年（令和 5 年）4 月 20 日（2023 年 12 月 18 日改訂）にホームページに情報を掲載するとともに、翌 4 月 21 日に新聞社告を行い、対象製品の製造打ち切り後の経過年数により、同等の代替品との無料交換、またはタイプに応じて 10,000 円から 20,000 円で製品の引き取りを実施しています。

③対象製品：商品名、J A Nコード、機種・製造番号、製造期間、対象台数

商品名	J A N コード	機種・ 製造番号	製造期間	対象台数
ナショナル除湿機 （ブランド：National） ナショナル除湿乾燥機 （ブランド：National） パナソニック除湿機 （ブランド：Panasonic） パナソニック除湿乾燥機 （ブランド：Panasonic） パナソニック衣類乾燥除湿機 （ブランド：Panasonic）	https://www .meti.go.jp /product_sa fety/recall /file/23042 0-1a.pdf 参照	https://www .meti.go.jp /product_sa fety/recall /file/23042 0-1b.pdf 参照	https://www .meti.go.jp /product_sa fety/recall /file/23042 0-1c.pdf 参照	1,571,167

2023 年（令和 5 年）4 月 20 日からリコール（無償交換又は回収）を実施
回収率：40.0%（2024 年 12 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

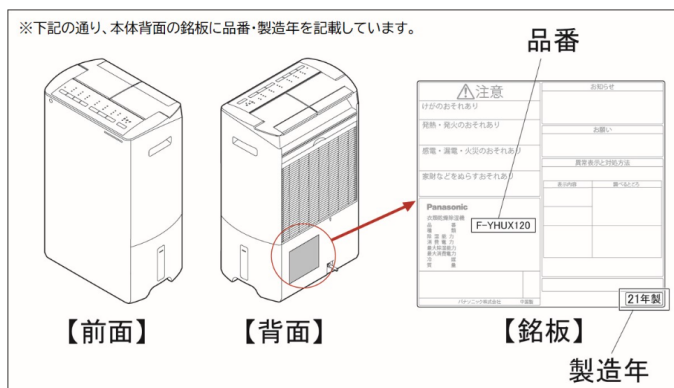
対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	1	火災	2016年度	0	—
2023年度	1	火災	2015年度	0	—
2022年度	0	—	2014年度	1	火災
2021年度	4	火災	2013年度	0	—
2020年度	1	火災	2012年度	0	—
2019年度	0	—	2011年度	0	—
2018年度	0	—	2010年度	0	—
2017年度	1	火災			

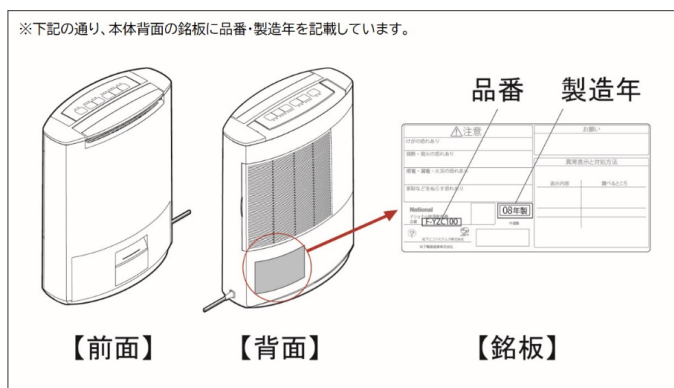
<対象製品の外観及び確認方法>

本体背面の銘板に品番・製造年が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

■ハイブリッド方式



■デシカント方式



ナショナル除湿機(4機種)

代表機種：F-YHA100



F-YHA100, F-YHB100

代表機種：F-YHC100



F-YHC100, F-YHD100

ナショナル除湿乾燥機(5機種)

代表機種：F-Y100Z2



F-Y100Z2, F-Y100Z3, F-YZA100

代表機種：F-YZB100



F-YZB100, F-YZC100

パナソニック除湿機(2機種)



F-YHE100



F-YHE120

パナソニック除湿乾燥機(9機種)

代表機種：F-YHF100



F-YHF100, F-YHG100, F-YHH100,
F-YHFX120, F-YHGX120, F-YHHX120

代表機種：F-YHJX120



F-YHJX120, F-YHKX120
F-YC120HKX

パナソニック衣類乾燥除湿機(14機種)

代表機種：F-YHLX120



F-YHLX120, F-YC120HLX, F-YHMX120,
F-YC120HMX, F-YHPX120, F-YC120HPX,
F-YHRX120, F-YC120HRX, F-YHSX120,
F-YC120HSX, F-YHTX120, F-YC120HTX

代表機種：F-YHUX120



F-YHUX120, F-YC120HUX

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償交換又は回収を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社「パナソニック衣類乾燥除湿機市場対策室」

電話番号：0120(878)420

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・弊社休日を除く。）

ウェブサイト：<https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/23040001.html>

(2) 三洋電機株式会社が製造した電子レンジについて

(管理番号：A202400635)

①事故事象について

三洋電機株式会社（法人番号：1120001155854）が製造した電子レンジを使用中、当該製品から出火する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品内部の電源コードと基板を接続する配線に、製造時の不具合があったため、その後の使用によって接触不良が生じ、接続部が発熱して電源コード被覆が発火し、製品内のファンを焼損したものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2008年（平成20年）6月20日にウェブサイト情報を掲載し（2019年8月2日最終更新）、翌21日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び修理を実施しています。

③対象製品：機種、製造番号、対象台数

機種	製造番号	対象台数	機種	製造番号	対象台数
EMO-CH3 (HW)	023001	2, 000	EMO-KDH1	全ての製造番号	34, 341
	～		EMO-ME5		3, 700
	025000		EMO-MVP5		5, 800
EMO-S3 (HL)	043501	8, 000	EMO-MVP6		3, 900
	～		EMO-MVP7		3, 990
	051500		EMO-S4		69, 600
EMO-SH1 (H)	006001	3, 000	EMO-S5		34, 400
	～		EMO-S6		31, 355
	009000		EMO-S7		27, 175
EMO-BC8	全ての製造番号	5, 586	EMO-S8		29, 509
EMO-CH4		45, 000	EMO-S9		19, 152
EMO-CH5		67, 600	EMO-SJ9		4, 788
EMO-CH6		66, 810	EMO-T5		18, 500
EMO-CH7		69, 151	EMO-T6	11, 245	
EMO-CH8		86, 856	EMO-T7	12, 803	
EMO-CH9		92, 568	EMO-TH5	11, 970	
EMO-CH10		78, 999	EMO-TH6	7, 980	
EMO-H40		17, 800	EMO-CH8FF	1, 680	
EMO-H60		9, 450			
合 計					884, 708

※2000年（平成12年）6月～2007年（平成19年）9月の間に製造されたもの

※「EMO-CH8FF」は、Francfrancブランド

2008年（平成20年）6月20日からリコール（無償点検・修理）を実施

回収率：20.1%（2024年12月31日時点）

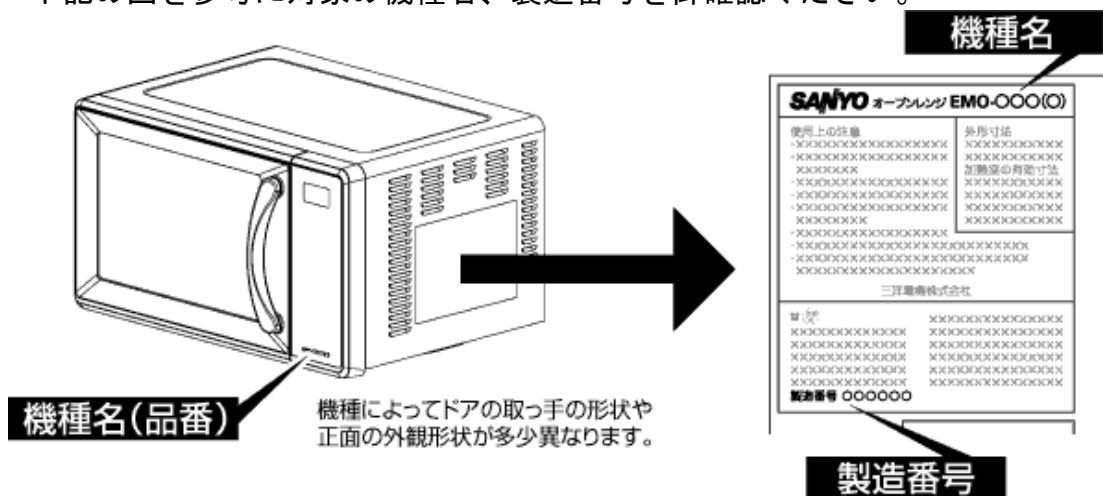
<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	1	火災	2016年度	0	—
2023年度	0	—	2015年度	2	火災
2022年度	1	火災	2014年度	1	火災
2021年度	2	火災	2013年度	3	火災
2020年度	0	—	2012年度	2	火災
2019年度	0	—	2011年度	0	—
2018年度	2	火災	2010年度	3	火災
2017年度	0	—			

<対象製品の確認方法>

下記の図を参考に対象の機種名、製造番号を御確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

三洋電機株式会社 オープンレンジ相談室

電話番号：0120(34)1105

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://re-info.jpn.panasonic.com/emo/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：江藤、山田、遠藤

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401021	令和6年11月21日	令和7年1月15日	石油ストーブ(開放式)	J390001	ディック家庭機器株式会社(現 株式会社千石が事業承継)(輸入事業者)	火災 軽傷2名	飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、2名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から30年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月10日
A202401022	令和6年12月30日	令和7年1月15日	油だき温水ボイラ	DBT-1811RGF	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	秋田県	石油給湯機に関する事故 (A202401016)と同一

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400409	令和6年7月15日	令和6年7月30日	除湿乾燥機	F-YHGX120	パナソニック エコシステムズ株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、除湿ローターの回転が低下した際、除湿ローターの一部が内蔵のヒーターで過熱され、吸着した可燃性成分が発火し、内部部品が溶融して発煙したものと推定される。	東京都	令和6年8月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和5年4月20日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:40.0%
A202400635	令和6年9月1日	令和6年9月24日	電子レンジ	EMO-T6	三洋電機株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品内部の電源コードと基板を接続する配線に製造時の不具合があったため、その後の使用によって接触不良が生じ、接続部が発熱して電源コード被覆が発火し、製品内のファンを焼損したものと推定される。	東京都	令和6年9月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成20年6月20日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:20.1%
A202401023	令和6年12月18日	令和7年1月15日	照明器具	FPH20000ZK(東芝ライテック株式会社ブランド)	ワコーライティング株式会社(現 東芝ライテック株式会社が事業承継)(東芝ライテック株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月8日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401020	令和6年6月29日	令和7年1月14日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルが回り、転倒、右肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月9日
A202401024	令和6年1月12日	令和7年1月15日	リチウム電池内蔵充電器	火災	宿泊施設で当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	秋田県	令和6年4月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年1月9日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

照明器具（管理番号：A202401023）

